

身体障害者旅客運賃割引基準

制 定 平成19. 4.27-営業部達第 20号
最終改正 2025. 3.19-営業部達第120号

(適用範囲)

第1条 この基準は、身体障害者が単独で、又は介護者とともに、当社線内各駅及び連絡運輸取扱各駅相互間を乗車する場合に適用する。

(定義)

第2条 この基準において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者のうち、別表に掲げる障害種別に該当するものをいう。

2 前項の身体障害者を、別表に掲げる第1種身体障害者及び第2種身体障害者に分ける。

3 第1種身体障害者及び第2種身体障害者の別については、身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認するものとする。

4 身体障害者手帳は、「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」（令和2年10月19日国鉄事第304号国土交通省鉄道局長通知）に掲げるものにより代用することができる。

(介護者)

第3条 身体障害者が、第1種身体障害者又は定期乗車券を使用する12歳未満の第2種身体障害者であるときは、身体障害者1人に対して1人の介護者を同伴することができる。

2 前項の介護者は、係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類、乗車区間及び有効期間が身体障害者と同一で、身体障害者の乗車券と同時に購入する者でなければならない。

(割引乗車券の種類)

第4条 身体障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、次のとおりとする。

(1) 普通乗車券 第1種身体障害者が単独で、又は介護者とともに乗車する場合及び第2種身体障害者が単独で乗車する場合に発売する。ただし、身体障害者が単独で乗車する場合に発売するものは、北綾瀬又は綾瀬発小田急線連絡及び北綾瀬・西日暮里間各駅発小田急線經由箱根登山線連絡に限る。

(2) 定期乗車券 第1種身体障害者又は12歳未満の第2種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。ただし、介護者が、通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては通学定期乗車券を発売しない。

(3) 回数乗車券 第1種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、身体障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通学定期乗車券に限るものとする。

(取扱区間)

第5条 身体障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線及び連絡運輸取扱各駅相互間とする。ただし、身体障害者が普通乗車券により単独で乗車する場合は、普通旅客運賃計算キロ程が片道100キロメートルを超える区間に限る。

(割引率)

第6条 身体障害者及び介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

(割引乗車券の購入申込み)

第7条 身体障害者が割引乗車券を購入する場合は、身体障害者手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜な用紙で申込みをしなければならない。

(介護者の同行)

第8条 第3条第2項の規定により購入した乗車券は、身体障害者とその介護者とが同一の列車に乗車する場合に限り有効とする。

(旅客運賃の払戻し)

第9条 第3条第2項の規定により購入した乗車券の旅客運賃の払戻しは、身体障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合に限り取り扱う。

(身体障害者手帳の携帯)

第10条 身体障害者が割引乗車券で乗車する場合は、身体障害者手帳を携帯して係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(その他の取扱方)

第11条 身体障害者に対する旅客運賃割引の取扱方については、この基準によるほか、旅客運送に関する一般の規定による。

(旅客運送の契約条件の変更)

第12条 当社は次の各号に該当する場合、当社の裁量により旅客運送の契約条件を変更できるものとし、旅客は当該変更同意したものとする。

(1) 旅客運送の契約条件の変更が、旅客の一般の利益に適合するとき。

(2) 旅客運送の契約条件の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 当社は前項による変更をするときは、その効力発生時期を定めるとともに、当該効力発生時期が到来するまでに、旅客運送の契約条件を変更する旨及び変更後の内容並びにその効力発生時期を当社ホームページへの掲載その他の適切

な方法で周知するものとする。

（改廃手続）

第13条 この基準の改廃は、りん議文書により部長決裁で行う。

附 則（平成19年4月営業部達第20号）

この基準は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年2月営業部達第58号）

この基準は、平成20年2月15日から施行する。

附 則（平成22年3月営業部達第31号）

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月営業部達第31号）

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月営業部達第43号）

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（2019年2月営業部達第39号）

この基準は、2019年3月1日から施行する。

附 則（2020年3月営業部達第42号）

この基準は、2020年3月14日から施行する。

附 則（2021年3月営業部達第53号）

この基準は、2021年3月13日から施行する。

附 則（2024年7月営業部達第20号）

この基準は、2024年8月1日から施行する。

附 則（2025年3月営業部達第120号）

この基準は、2025年4月1日から施行する。

別表

身体障害者の範囲及び種別の区分

障 害 種 別			等級及び割引種別	第1種身体障害者 (本人及び介護者)	第2種身体障害者 (本 人)
視 覚 障 害				1 級から3 級及び4 級の 1	4 級の2、4 級の3、5 級及び6 級
聴覚又は平衡機能の障害		聴 覚 障 害		2 級 及 び 3 級	4 級 及 び 6 級
		平 衡 機 能 障 害		――	3 級 及 び 5 級
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害				――	3 級 及 び 4 級
肢 体 不 自 由	上 肢			1 級、2 級の1 及び2 級の2	2 級の3、2 級の4 及び3 級から6 級
	下 肢			1 級、2 級及び3 級の1	3 級の2、3 級の3 及び4 級から6 級
	体 幹			1 級 か ら 3 級	5 級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病 変による運動機能障害	上 肢 機 能		1 級 及 び 2 級	3 級 か ら 6 級
		移 動 機 能		1 級 か ら 3 級	4 級 か ら 6 級
	心臓、じん臓若しくは呼吸器又は ぼうこう若しくは直腸、小 腸、ヒト免疫不全ウィルスによる 免疫若しくは肝臓の機能の 障害		心臓、じん臓若しくは呼吸器 又は小腸の機能障害		1 級、3 級及び4 級
ぼうこう又は直腸の機能障害				1 級 及 び 3 級	4 級
ヒト免疫不全ウィルスによる 免疫又は肝臓の機能障害				1 級 か ら 4 級	――

(注1) 上記の障害種別及び等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号(昭和25年厚生省令第15号)によるものである。

(注2) 上記左欄に掲げる障害を2つ以上有し、その障害の総合の程度が上記第1種身体障害者欄に準ずるものも第1種身体障害者とする。